

## 昭和四十六年政令第三百五十六号

予算執行職員等の責任に関する法律施行令  
内閣は、予算執行職員等の責任に関する法律  
(昭和二十五年法律第七十二号)第二条第一項  
の規定に基づき、この政令を制定する。

予算執行職員等の責任に関する法律第二条第  
一項第十二号に掲げる職員は、同項第一号から  
第十一号までに掲げる者(以下「予算執行機  
関」という。)からその処理すべき事務の範囲  
を明らかにしてその補助者として当該事務を処  
理することを命ぜられた職員(当該予算執行機  
関の所屬に係る各省各庁の長(財政法(昭和二  
十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定  
する各省各庁の長をいう。)若しくは各省各庁  
の長から委任を受けた各省各庁所屬の職員又は  
都道府県の知事若しくは知事から指定された職  
員が当該補助者となるべき職員及び当該事務の  
範囲を定めている場合には、これに従つて命ぜ  
られた職員に限る。)とする。

## 附 則

1 この政令は、昭和四十六年十一月三十日から  
施行する。

2 この政令の施行の際、許可、認可等の整理に  
関する法律(昭和四十六年法律第九十六号)第  
六条の規定による改正前の予算執行職員等の責  
任に関する法律第二条第一号から第八号  
までに掲げる者からその補助者としてその事務  
の一部を処理することを当該事務の範囲を明ら  
かにした書面により命ぜられている職員は、本  
則に規定する職員に該当するものとみなす。

附 則 (平成二十二年二月一四日政令第三  
二号) 抄

## (施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行す  
る。

附 則 (平成一八年一月二二日政令第  
三六一号) 抄

## (施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施  
行する。

附 則 (令和二年十二月二三日政令第三  
六〇号)

この政令は、令和三年一月一日から施行す  
る。